V 各人権課題に対する取組

※

平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」では、各人権課題に関する取組について「人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれる。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要である。」と示されている。

そこで県教育委員会では、人権指針を踏まえ、「女性」、「子供」、「高齢者」、「障害のある人」、「同和問題(部落差別)」、「外国人」、「HIV感染者*等」、「犯罪被害者やその家族」、「アイヌの人々」、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮当局による拉致問題」、「災害時における人権への配慮」、「性的指向・性自認」、「様々な人権問題」の解決を目指し、学校等、家庭、地域社会を通じて、人権教育を実施する。

なお、人権教育の実施に当たっては、これらの人権課題が重なり合うことを想定した複合的な視点を持つことも必要である。

[※]人権教育・啓発に関する基本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行)第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的な推進を図るため、国が策定したもので、平成23年にその一部が変更されている。

1 女性

(1) 現状と課題

女性の人権の確立は、昭和54年の国連総会で「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択されて以降、国際的に取り組まれてきた。

国内においては、「男女共同参画社会基本法」(平成11年6月公布・施行)に基づき、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会へ~」が閣議決定された。

埼玉県では「埼玉県男女共同参画推進条例」(平成12年3月制定)に基づき「埼 玉県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的 に推進している。

しかし、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、売買春、職場での差別的な処遇等の課題も多く残されている。さらに、夫・パートナーからの暴力(DV)やストーカー行為等の女性に対する暴力が深刻化するとともに、インターネット等のメディアにおける性・暴力表現等の女性の人権を侵害する情報が増加している。

このような女性に関する問題の背景として、人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中には、いまだに女性に対する偏見や差別、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられ、その解消を図っていくことが強く求められている。

男女が互いを尊重し、性別にかかわりなく誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画の実現を図っていく必要がある。

(2) 女性に関する人権教育の推進について

女性に対する人々の意識や行動、社会の慣習・慣行の中にある差別意識や男女の固定的な性別役割分担意識を見直し、女性の人権が尊重されるとともに、男女平等観の形成を図るため男女共同参画の視点に立った教育を推進する。

学校等における推進方策

- 性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤とした男女平等 観の形成を促進するための学習の充実を図る。
- 教育活動全体を通じて、男女平等の重要性、性別等にかかわらない個々人の相 互理解と協力についての学習の充実を図る。
- 女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、創意工夫した学習機会の充実を図る。

- 性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、男女共同参画の意識を育む家庭 教育の充実を図る。
- 男女平等についての学習や活動に対して指導・助言できる人材を養成する。

2 子供

(1) 現状と課題

「児童の権利に関する条約」では、子供を権利の主体として位置付け、子供の尊厳や生存、保護、発達等の権利を保障している。「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」、「いじめ防止対策推進法」では、それぞれ児童虐待、いじめが人権侵害であることを明らかにし、その防止等のための対策の推進を求めている。

平成28年には「児童福祉法」の一部が改正され、子供が権利の主体であることが明確化され、さらに、令和元年には「児童虐待防止法」の一部が改正され、親権者は子供のしつけに際して体罰を加えてはならないとされた。県においても平成30年に「埼玉県虐待禁止条例」が施行されるなど、児童虐待防止対策の強化が図られている。

少子化や核家族化の進行、家庭の養育機能の低下、価値観の多様化、情報化の進展 等、子供を取り巻く社会環境が大きく変化し、子供をめぐる問題も複雑化・多様化し ている中、児童虐待、いじめ、体罰、有害情報の氾濫や性の商品化などの子供の権利 に関する問題が発生している。

(2) 子供に関する人権教育の推進について

子供の人権を守るために、基本的人権の尊重を基本理念に掲げ、子供が人権享有主体として最大限尊重されるような社会の実現を目指した教育を推進する。特に、児童虐待、いじめ等、深刻な権利侵害に対して、福祉、保健、教育、警察等の関係機関が、家庭や地域社会と連携し、子供の権利が尊重され、守られるような取組を推進する。

学校等における推進方策

- 子供の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にした学校等の運営や教育指導に 取り組む。
- 自他の権利を尊重することの大切さや、社会の中で果たすべき義務や責任について理解を深める学習を実施する。
- 暴力行為やいじめ等の問題の解決に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の整備・充実に努める。
- すべての教育活動を通じて、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見・早期対応に努める。また、校内体制を整備し、いじめが起こったときは組織的に対応する。
- 教職員による体罰などの子供の人権を侵害する行為の根絶のための研修を充 実する。
- 児童虐待防止に向けた適切な対応が行われるよう、虐待の早期発見・早期対応 について教職員の共通理解・共通行動を図るとともに学校の組織づくりを推進す る。
- 子供の発達段階に応じた適切な性に関する指導を実施する。
- 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないよう、幼児期から子供の発達段階に応じた学校等での教育の充実を図る。

家庭、地域社会における推進方策

- 子育て中の親を対象とする相談体制や学習機会の充実、指導者の養成、人材活 用促進等を総合的に行い、子育て支援の充実を図る。
- 子供の健やかな成長を図るため、地域の多様な人材を活用するなど、地域社会で子供を育てる環境づくりを推進する。
- 子供の権利を尊重し、保護するため、福祉、保健、教育、警察等の関係機関と 家庭や地域社会とが連携できる環境づくりを推進する。

3 高齢者

(1) 現状と課題

我が国は本格的な高齢社会を迎え、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっており、こうした状況の中、高齢者への身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害等が懸念されている。さらに、高齢者に対する悪質な訪問販売、財産奪取等の犯罪や権利侵害が増加している。

また、高齢者を年齢などにより一律に捉えるといった誤った理解が高齢者に対する 偏見や差別を生むことや、年齢制限により、高齢者の働く場が十分に確保されていな いことなどが指摘されている。高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいと喜びを持ち、 安心して生涯を送ることができる社会を構築することが課題となっている。

(2) 高齢者に関する人権教育の推進について

高齢者の人権を尊重するとともに、高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深める 教育を推進する。また、高齢者が豊富な知識や経験を生かし、役割を持って、様々な 分野において活躍できる環境づくりの推進を図る。

学校等における推進方策

- 高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題への理解を深める学習を推進する。
- 優れた知識・経験等を持つ高齢者を指導者として活用する。
- 高齢者との相互理解や連帯感を深めるため、交流の機会を充実する。

- 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築を目指し、高齢者の福祉について関心と理解を深める学習の充実を図る。
- 子供から高齢者までの幅広い世代がふれあい、交流する「世代間交流」を推進 する。

4 障害のある人

(1) 現状と課題

障害のある人が地域社会に住み、社会生活のすべてに平等に参加するためには、障害のある人に対する偏見や差別意識等のこころの障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁、資格・免許等を制限する制度面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁がある。また、家庭内あるいは施設や医療機関での身体拘束や虐待等の問題が指摘されている。

そうしたことを踏まえ、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年4月に施行された。

障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、障害を理由とする差別を解消する とともに障害のある人もない人も共生する社会の実現を目指すことが必要である。

(2) 障害のある人に関する人権教育の推進について

障害のある人もない人も同様に基本的人権を享有する個人として尊重されることへの理解を深める教育を推進する。また、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、 一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導の充実を図る。

学校等における推進方策

- 障害のある人に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深める教育を推進する。
- 特別支援教育においては、教職員の専門性や指導力の向上を図り、一人一人の 障害の状態、能力及び特性等に応じた指導を充実する。
- 障害のある人に対する理解と認識を促進するため、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校において、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を実施する。

- 共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を促進する学習を推進する。
- 障害のある人に対する理解や福祉の問題等への理解を深める学習の充実を図る。

5 同和問題(部落差別)

(1) 現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、 今なお、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなど、我が国固有の人権問題である。

昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、国や県、市町村では、同和地区における生活環境等の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実等に積極的に取り組んできた。その結果、生活環境等の改善をはじめとする物的な基盤整備は概ね完了するなど、様々な面で存在していた格差は大幅に改善され、実態的差別の解消はほぼ達成された。

しかし、心理的差別については、教育や啓発による同和問題に対する正しい理解の深まりから着実に解消に向けて進んでいるものの、依然として差別事象の発生が見られるなど、いまだに課題として残っている。

近年では、インターネット上に悪質な書き込みや同和地区の所在地情報を流布するなどの問題が発生している。

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する 状況の変化が生じていることを踏まえ、平成28年には、部落差別のない社会を実現 することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施 行された。

今後も、これらの課題の解消を目指し、これまでの同和教育や啓発活動によって積み上げられてきた成果と手法の評価を踏まえて、引き続き同和問題を重要な人権課題の一つとして捉え、人権教育・啓発を中心に同和問題の解決を目指していくことが必要である。

(2) 同和問題(部落差別)に関する人権教育の推進について

部落差別解消推進法の理念を踏まえ、同和問題を人権教育の重要な課題の一つに位置付け、心理的差別の解消に向け、同和問題に関する正しい理解を深める教育を推進する。

学校等における推進方策

- 子供及び地域の実態を把握し、心理的差別の解消を図る学習を推進する。
- 子供の発達段階に応じて、同和問題に関する正しい知識を身に付けさせる。
- 同和問題を正しく認識し、偏見や差別をなくそうとする態度を育成する。

- 心理的差別の解消に向けて、県民の意識が高まるような参加体験型の学習を推進し、豊かな人権感覚を育成する。
- 学校、関係機関及び社会教育関係団体等との連携を密にし、地域ぐるみで同和 問題をはじめとする人権教育を推進する。

6 外国人

(1) 現状と課題

本県における在留外国人数は、令和3年6月末現在、198,548人と、県人口の約2.7%を占めている。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動である「ヘイトスピーチ」が大きな社会的問題となっており、こうした言動の解消に向けた取組を推進するため、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行された。

日本人と外国人の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、 共栄を図っていく「多文化共生」の考え方を踏まえ、日本人と外国人がそれぞれの個 性と能力を十分に発揮して共に地域を支え合う、活力ある豊かな多文化共生社会づく りが求められている。

(2) 外国人に関する人権教育の推進について

国籍や民族などの違いに関わらず誰もが基本的人権を享有する個人として尊重されることや、習慣や文化の異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い共に生きる多文化共生についての理解を深める教育を推進するとともに、外国人が自立や社会参画ができるよう学習支援の充実を図る。

学校等における推進方策

- 外国人に対する偏見や差別意識を解消するとともに、外国人の持つ文化や多様性を理解し、互いの基本的人権を尊重し合う態度を育成する。
- 広い視野を持ち、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、 地域社会の構成員として共に生きていこうとする態度を育成する。
- 外国人の子供に対して、日本語学習指導をはじめ適切な支援を行う。

家庭、地域社会における推進方策

- 諸外国の文化、伝統等を理解するとともに、広い視野を持って異文化を尊重する態度を育成する学習や交流を深める機会の充実を図る。
- 外国人が自立した生活ができるよう、学習機会の充実を図る。

7 HIV感染者等

(1) 現状と課題

エイズ*やHIVに対する周囲の人々の誤った知識や偏見等により、これらの感染症の感染者や患者、その家族等が日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害を受けるなどの人権問題が発生している。

ハンセン病*については、我が国においてかつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在し、患者・元患者とその家族が苦痛と苦難を強いられてきた。

新型コロナウイルス感染症*については、感染者や医療従事者及びその家族等に対する差別的な言動、クラスター発生を公表した事業所や陽性者が発生した学校及びその関係者等に対する差別的な言動、インターネットやSNS上での差別的な言動などが発生している。

その他の感染症の患者についても、患者等の人権に配慮した医療・福祉サービスの提供、感染症予防や普及啓発活動を行っているが、まだ十分に理解されたとはいえない。

(2) HIV感染者等に関する人権教育の推進について

エイズやHIVについての正しい知識・理解の普及に努めるとともに、主な感染経路が性的接触であることから、性に関する指導と連携した人権教育を行う。

ハンセン病についての正しい知識の普及を図るとともに、ハンセン病に対する偏見 や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるための教育を行う。 新型コロナウイルス感染症についての正しい知識の普及を図るとともに、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があること、感染者に対する偏見や差別は

許されないことへの理解を深める教育を推進する。

学校等における推進方策

- 性に関する指導において、エイズやHIVについての正しい知識・理解に努めるとともに、学校教育活動全体の中で、各教科、道徳科、特別活動等の特性を生かしつつ、エイズ患者やHIV感染者に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないような指導をする。
- ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい理解を図るとともに、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した学習を推進する。
- 新型コロナウイルス感染症について、感染症に対する不安から陥りやすい偏見 や差別について考える機会を設けることなどにより、感染者、濃厚接触者等とそ の家族に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないような指導をする。

- 患者やその家族等の人権に十分配慮し、関係機関、団体等との連携を図りながら、感染症についての正しい知識を普及するための学習の充実を図る。
- ハンセン病に関する啓発資料、ハンセン病資料館等を適切に活用し、ハンセン病についての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者及び元患者に対する偏見や差別の解消を目指した人権教育・啓発を推進する。

8 犯罪被害者やその家族

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族・遺族は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負うといった直接的な被害に加え、心身の不調や経済的な問題など、様々な問題に直面する。さらには犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、例えば、近隣住民など周辺の人々の言動や報道機関による過度な取材・報道により、名誉又は生活の平穏を害されるといった「二次的被害」を受ける場合がある。

県では、平成30年に「埼玉県犯罪被害者等支援条例」が施行され、「犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障」、「被害の状況等に応じた適切な支援」及び「切れ目のない支援の推進」の3本の柱を基本理念として掲げ、犯罪被害者等を支援するために必要な体制の整備を進めているが、いまだ十分とはいえない状況にある。

(2) 犯罪被害者やその家族に関する人権教育の推進について

犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深める教育を推進する。

学校等における推進方策

- 犯罪被害者やその家族は、犯罪行為などによる直接的な被害だけでなく、周囲の無理解等から生じる二次的被害を受ける場合があることを理解する。
- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を送れるようになるためには、周囲の理解や共 感、配慮、協力が大切であることについての理解を深める教育を推進する。

家庭、地域社会における推進方策

○ 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉や平穏への配慮の重要性についての理解を深める学習の充実を図る。

9 アイヌの人々

(1) 現状と課題

先住民族であるアイヌの人々は、アイヌ語やユカラ(アイヌの伝承による叙事詩で、神々等の物語に旋律をつけて歌われるもの)をはじめとする口承文芸(口づての伝承によって、語り歌い継がれてきた文芸)など自然との関わりの中で、様々な固有の文化を育んできた。しかし、アイヌ民族であることを理由として様々な差別を受け、経済的にも困難な状況に置かれてきた。また、独自の言語を話せる人も極めて少数となり、アイヌ民族独自の文化が失われつつある。

令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められた。しかし、アイヌの人々に対する理解不

足等から生じる偏見や差別は残っている。

(2) アイヌの人々に関する人権教育の推進について

アイヌの人々に関する歴史や伝統、文化等についての理解不足により生じる偏見や 差別をなくすため、アイヌの人々に対する正しい理解を促進する。

学校等における推進方策

○ アイヌの歴史や伝統、文化等について正しい理解を深める教育を推進する。

家庭、地域社会における推進方策

○ アイヌの歴史や伝統、文化等について正しい理解を深める学習の充実を図る。

10 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

現代社会はインターネット社会と呼ばれ、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などの普及により、いつでもどこでも簡単にインターネットに接続できるようになり、情報の収集や発信、ネットを通じた人と人とのコミュニケーションは世代を超えて広く定着し、子供から大人まで私たちの生活は飛躍的に便利になった。学校教育においては、国の「GIGAスクール構想*」により、小中学校の児童生徒一人一台端末の環境が実現し、オンライン学習やICT技術を活用した一人の状況に応じた学習が可能となった。

その一方で、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、プライバシーの侵害や名誉毀損等の人権侵害、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現がSNSなどのソーシャルメディア*上に掲載されるなど、社会的な問題となっている。

また、子供や青少年がソーシャルメディアを利用することによって、性被害や違法薬物などの犯罪被害に遭うケースが増加している。さらに、同和問題や外国人、LGBTQなどに関する差別的な書き込みなどは深刻な問題となっている。情報通信技術は日々急速に進歩しており、その進展に伴い新たな人権侵害の事象の発生も予想される。

インターネット利用者一人一人が、インターネットが公共空間であることを認識し、 情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社 会において教育・啓発を推進していく必要がある。

(2) インターネットによる人権侵害に関する人権教育の推進について

情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けるとともに、発信された情報の背景や意図を理解できるメディアリテラシーの向上を図り、インターネットを適切に利用できるよう教育・啓発を推進する。

学校等における推進方策

- 発達段階に応じて情報モラル教育*の充実を図り、情報に関する自他の権利を尊重し、情報手段を適切に活用していくための判断力や心構えを身に付けさせる。
- 情報社会におけるルールやマナー、法律があることを理解するとともに、インターネットによる人権侵害の加害者・被害者とならないための判断力を身に付けさせる。

家庭、地域社会における推進方策

- 情報社会の一員として公共的な意識をもち、適切な判断や行動を取ることの大切さ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて学ぶ機会の充実を図る。
- 情報モラル教育や情報セキュリティの重要性、有害情報から子供たちを守るフィルタリング、子供がインターネットを利用する際の危険性等について学ぶ機会の充実を図る。

11 北朝鮮当局による拉致問題

(1) 現状と課題

平成14年9月に行われた日朝首脳会談において、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)は拉致について国家的関与を認めて謝罪し、平成16年までに政府が認定した拉致被害者17人のうち拉致被害者5人と家族8人の帰国が実現した。

その後、日朝間の協議は断続的に行われ、平成20年の日朝実務者協議で、日本の 制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束したものの、その 後実行されないままとなっている。

埼玉県においても、国が拉致被害者として認定した人や拉致の可能性を排除できない失踪者等、多数の方々の存否がいまだに確認されていない。

(2) 北朝鮮当局による拉致問題に関する人権教育の推進について

拉致問題についての関心と認識を深める教育を推進する。

学校等における推進方策

- 子供の発達段階や学校等、家庭、地域社会の実態に配慮しながら、拉致問題を 人権課題の一つとして捉えさせる取組を推進する。
- 人権教育の視点に立ち、被害者や被害者家族の心の痛みや叫びに共感する心情 の育成を基盤に据えた取組を行う。
- 文部科学省選定作品「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」をはじめとする映像作品の活用を促進し、拉致問題についての関心を深める。その際、児童生徒が卒業するまでに一度はアニメ「めぐみ」を使った学習を受けられるよう指導計画に位置付けるようにするとともに、感じたことを文章にまとめたり、話し合ったりするなど、振り返る場面を設けるようにする。

○ 拉致問題は、北朝鮮当局以外の北朝鮮の人々をはじめとした朝鮮半島の人々や 日本で生活する朝鮮半島につながりのある人々に責任を帰する問題ではないこと をおさえて指導する。

家庭、地域社会における推進方策

○ 拉致問題についての正しい知識の普及を図り、人権課題の一つとして関心と認識を深めるための取組を推進する。

12 災害時における人権への配慮

(1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発 電所の事故は、多くの人命を奪い、多くの人の暮らしを一変し、理不尽な苦しみをも たらした。

この災害では、根拠のない思い込みや偏見で、原発事故による避難者がホテルでの 宿泊を拒否されたり、小学生が避難先の小学校でいじめられたりする人権侵害が起こった。

また、避難所においては、プライバシーが保護されないという問題のほかに高齢者、 障害のある人、子供、外国人などのいわゆる「要配慮者*」や女性などへの避難生活に おける配慮が課題になった。

その後も日本各地で地震や豪雨などの災害が発生しており、中でも令和元年東日本 台風(台風19号)は、本県にも甚大な被害をもたらした。

災害時においても、全ての人の人権が適切に守られるよう、人権への配慮について 関心と認識を深めることが必要である。

(2) 災害時における人権への配慮に関する人権教育の推進について

災害時における人権問題に対する関心と認識を深める教育を推進する。

学校等における推進方策

○ 災害時において、誤解や偏見に基づく差別を行わないよう正しい知識をもつと ともに、被災者の人権を尊重し、思いやりをもって行動できるような態度を育成 する。

家庭、地域社会における推進方策

○ 被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援することの大切さについて理解を深める学習の充実を図る。

13 性的指向・性自認

(1) 現状と課題

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性や法的な性が性自認と異なる人などを示すLGBTQという言葉は、これらの人々を総称する言葉の一つとして少しずつ認識され始めている。

本県が令和2年に実施した「多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査(LGBTQ実態調査)」の結果では、性的マイノリティ*の割合は3.3%で約30人に1人であった。つまり、誰もが学校や職場、友人や知人との付き合いの中で、性的マイノリティと接している可能性があると言える。しかし、当事者は偏見や差別を恐れて「言えない」状況に置かれているため、依然として「身近に性的マイノリティはいない」と思われていることが多いのが現状である。

性のあり方(セクシュアリティ)については個人の尊厳に関わる問題にもかかわらず、家族に理解してもらえなかったり、インターネットや学校・職場などで性的マイノリティに対する差別的な言動を見聞きしたりするなど、周囲に十分に理解されず、差別的な言葉や雰囲気、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に苦しみを感じている人々や、生活の様々な場面において、困難な状況に直面している人々がいる。

また最近では、性のあり方に関する要素のうち、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとったSOGI*という言葉が、LGBTQも含めた全ての人の性のあり方を対象とする表現として用いられている。

性的指向や性自認に関わる偏見や差別を生じさせないよう、当事者の存在や困難な 状況などについて正しい理解を深めるとともに、地域や学校等それぞれの場において 性の多様性の理解を進め、様々な性的指向や性自認の人の人権が保障され安心して生 活できる環境づくりが必要である。

(2) 性的指向・性自認に関する人権教育の推進について

性的指向や性自認は一人一人異なり、それは尊重すべきものであることへの正しい 理解を深める教育を推進するとともに、性的指向や性自認に関して困難な状況に直面 する人々に対する相談・支援の充実を図る。

学校等における推進方策

- 性の多様性を前提とした言動を心がけるとともに、性的マイノリティの存在を 否定するような心無い言動は絶対にさせない環境づくりを進める。
- 子供の発達段階に応じて、性の多様性の尊重に関して正しい知識を身につけ、 理解を深める教育を推進する。
- 性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした 研修を充実する。
- 日頃から子供が相談しやすい環境を整えるとともに、悩みや不安を抱える子供 に寄り添った相談支援の充実を図る。

○ 性的マイノリティの子供については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、子供の心情等に配慮した対応を推進する。

家庭、地域社会における推進方策

- 一人一人が性的マイノリティの良き理解者・支援者となるように、性の多様性 の尊重について理解を深める学習の充実を図る。
- 性的マイノリティの子供や保護者の支援団体等と連携できる環境づくりを推 進する。

14 様々な人権問題

これまで述べてきた13項目の人権課題のほか、次のような人権問題に対応していく。

◇ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する、地域社会からの偏見や就労などの問題がある。そのため、これらの人々に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進する。

◇ ホームレスの人権

ホームレスは、就業の機会や住居の確保が難しく、偏見や差別ばかりでなく暴行を 受けるなどの人権問題が生じている。そのため、これらの人々に対する偏見や差別を なくすための啓発活動を推進する。

◇ ハラスメント

ハラスメントは、「嫌がらせ、いじめ」などを意味し、職場など様々な場面において、 相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷付ける言動が問題となっている。そのため、様々なハラスメント防止のための啓発活動を推進する。

◇ ケアラー・ヤングケアラー*

ケアラーは、家族等の身近な人のケアに自身の生活を費やすことで、心身の健康を 損ない、精神的に追いつめられ、社会的に孤立してしまう場合がある。中でも、ヤン グケアラーは、ケアを担うことで、自分の学習、心身の健康、生活への影響を受け、 そのことで将来の選択が大きく変わってくることがある。そこで、ケアラー・ヤング ケアラーの存在や支援の必要性について理解を深める教育を推進するとともに、ケア ラー・ヤングケアラーが孤立することなく、適切な支援を受けることができるよう関 係機関が連携した相談・支援体制づくりを推進する。

◇ 依存症に関する人権問題

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの依存症について、病気 としての正しい理解が進まないことにより、社会の依存症への誤解や偏見が治療や回 復の妨げとなっている。そのため、依存症に関する正しい理解を深める教育を推進す る。

◇ ひきこもりに関する人権問題

ひきこもりの状態にある方やその家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えており、 生きづらさや孤独感など個々の思いに寄り添った支援がないと社会とのつながりを回 復させることは難しくなる。そのため、ひきこもりに関する正しい理解を深める教育 を推進する。

◇ その他

非正規雇用等による生活困窮者問題、強制労働等を目的とした人身取引等について、正しい理解を深める教育を推進する。